
飲料用自動販売機

設置事業者募集要項

令 和 6 年 2 月

守口市総務部総務課

目 次

ページ

1 公 募 物 件	1
2 応 募 資 格 要 件	1
3 自動販売機の設置条件等	1
4 募集要項等の取得方法	3
5 質問書の受付期間	3
6 応募申込手続き	3
7 設置事業者の決定	4
8 使用許可の手続き	4
9 設置事業者の決定の取消し、設置辞退	4
10 そ の 他	5
公募の進め方(事務フロー図)	6

飲料用自動販売機設置事業者募集要項

守口市が行う飲料用自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

別紙1「公募物件一覧」のとおり（再公募）(1施設1台)

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は事業を営んでいる個人に限り応募することができます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務(自らが管理・運営するものに限る。)について、3年以上の実績を有していること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置(以下「入札参加停止措置」という。)を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法(昭和22年法律第67号(以下「法」という。))第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日です。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がな

いと守口市が判断した場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提として当初の許可から5年以内を限度に、引き続き使用の許可ができます。

(3) 使用料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

なお、年額使用料は、守口市の発行する納入通知書により守口市の指定する期限までに全額納入してください。

(4) 自動販売機の大きさ等

設置する自動販売機は、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよいもので、その大きさは、別紙1公募物件一覧に設置可能寸法を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

(5) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費等は、子メーター設置を原則とし、設置事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 使用許可期間中に2-(4)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、守口市の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、飲料品(乳飲料を含む。)の缶又はペットボトルなど密閉式容器入りとし、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に配慮して設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

(5) 売上報告

設置事業者は、自動販売機の売上状況を4月から6ヶ月毎に集計し、半期最終月の翌月15日までに売上報告書(様式1)を総務部総務課へ提出してください。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合又は許可を取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を守口市に請求することができません。

4 募集要項等の取得方法

本市ホームページからダウンロードしてください。

5 質問書の受付期間

令和6年2月5日(月)～令和6年2月8日(木) 正午まで

受付期間内に、「別紙2 質問回答書」に質問内容を記載の上、メールにて守口市総務部総務課へご提出ください。

守口市総務部総務課メールアドレス Mori_soumu@city-moriguchi-osaka.jp

質問の回答は、令和6年2月9日(金)に本市ホームページにて回答します。

6 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

令和6年2月5日(月)～令和6年2月 21 日(水)(必着)

(2) 申込受付場所

守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市役所 総務部総務課

(3) 申込みに必要な書類(各1部)

① 応募申込書(守口市所定様式)

※応募申込書は、封筒に入れ密閉し、割印をして下さい。

② 誓約書(守口市所定様式)

③ 証明書類(発行日から3か月以内のもの)

【法人の場合】 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑登録証明書

【個人の場合】 住民票、印鑑登録証明書

④ 2-(4)にかかる許認可等の免許証の写し(該当の場合のみ)

(4) 申込書提出方法

守口市総務部総務課へ提出(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時半)又は郵送(簡易書留)

7 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、守口市が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者として決定します。販売品目の売値等は、審査の対象としません。
- (3) 最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより設置事業者を決定します。
くじは、守口市が指定した者(価格審査に関係のない本市職員)が引きます。
- (4) 応募申込書の無効
次のいずれかに該当するものは、無効とします。
 - ① 設置する自動販売機1台につき自動販売機の使用面積が1m²未満は 12,000 円、1m²以上は 0.1 m²を増すごとに 1,200 円を加算した額を下回る価格によるもの。
 - ② 応募参加資格がない者が応募申込みしたもの。
 - ③ 指定の日時までに応募しなかったもの。
 - ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
 - ⑤ 本市が交付した応募申込書を用いないで応募したもの。
 - ⑥ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
 - ⑦ 応募申込書の記載を訂正、削除、挿入等のあるもの。
 - ⑧ 応募申込みに関し不正な行為を行った者がしたもの。
 - ⑨ その他応募申込みに関する条件に違反したもの。
- (5) 設置事業者の決定及び公表
設置事業者の決定は令和6年2月22日(木)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、本市ホームページに決定業者名及び個人名・決定金額を掲載します。

8 使用許可の手続き

設置事業者に決定した者は、令和6年3月12日(火)までに、行政財産目的外使用許可申請書を総務部総務課へ提出して下さい。使用許可日は、令和6年4月1日(月)となります。

《行政財産目的外使用許可申請提出書類》

- ① 行政財産目的外使用許可申請書(守口市指定様式)
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)

9 設置事業者の決定の取消し、設置辞退

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
 - ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかつた場合
 - ② 設置事業者が応募者の資格を失つた場合
 - ③ 守口市の指定する様式で期限までに使用料が納入されなかつた場合
- (2) 設置事業者が設置辞退をする場合は、辞退する月の3か月前に各財産所管課(別紙1公募物件一覧に明記)に連絡するものとします。
- (3) 設置事業者が自動販売機の設置を辞退し、または決定の取消があつたとき、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要する場合、当該設置事業者の次に高い価格で応募申込みを行つた者を設置予定事業者とすることができるものとし、使用料は当該事業者が公募で提示していた額とします。
- (4) 設置辞退または取消があつた場合、既納の使用料は還付しません。

10 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。
- (2) 使用料については、本市発行の納入通知書に記載されている納入期限(令和6年3月 29 日(金))までに納付してください。
- (2) 設置事業者に決定した者は、令和6年4月1日(月)から令和6年4月8日(月)までに、自動販売機の設置を完了してください。

(募集に関する問い合わせ先)

守口市総務部総務課 庶務担当
守口市京阪本通2丁目5番5号
電話 06(6992)1432(直通)
FAX 06(6993)3484

公募の進め方（事務フロー図）

募集要項の掲載期間
(令和6年2月5日～令和6年2月20日)



質問書の受付期間
(令和6年2月5日～令和6年2月8日)



応募申込書の受付期間
(令和6年2月5日～令和6年2月21日)



設置事業者の決定
(令和6年2月22日)



行政財産使用許可申請書の提出期限
(令和6年3月12日)



使用料の納付期限
(令和6年3月29日)



使用許可の開始
(令和6年4月1日)